農地中間管理事業に関するQ&A

Q 農地中間管理機構に貸している農地の所有者（出し手）が死亡した場合、契約はどうなるのか。農地中間管理機構が相続登記を行ってくれるのか。

A 出し手が亡くなった場合は、相続登記完了後に相続人への名義等変更の手続きが必要です（相続登記未了の場合は、原則、法定相続人全員の同意を得た上で、法定相続人代表に名義等変更）。なお、相続登記は、農地中間管理機構では行うことができないため、法定相続人ご自身で行ってください。

Q 受け手が高齢なため、10年の契約期間中に事故等で作業ができなくなった場合、契約終了となるのか。また、経営転換協力金への影響はあるか。

A 農地中間管理事業において契約の相手方は、出し手から農地中間管理機構、農地中間管理機構から受け手となります。もし、受け手との契約が終了となったとしても、出し手との契約は継続しているので、次の受け手を探すことになります。
経営転換協力金については、出し手の責によらない事例ではありますが、返還の要否について、個別に確認する必要があるため、交付された市町村にお問い合わせください。

Q 契約締結後、10年の契約期間の途中で賃料を変更することは可能か。

A 出し手・受け手・農地中間管理機構の三者が合意して、所定の様式で手続きを行うことで賃料の変更は可能です。

Q 借受を希望する農地の中に、相続未登記や所有者不明となっている農地があるが、農地中間管理機構を通して借り受けることはできるか。

A 相続未登記の農地については、法定相続人の過半の同意を得られれば、契約することが可能ですが、相続登記の申請が義務化されていますので、早めに手続きをお願いします。また、所有者不明農地については、農業委員会が相続人の探索を行った上で、最長40年間まで契約できる制度があります。詳しくは農業委員会にご相談ください。

Q 経営移譲年金及び特例付加年金の受給者が後継者に貸していた農地を農地中間管理機構に貸し付ける場合、経営移譲年金及び特例付加年金の受給はどうなるか。

A 農地中間管理機構は適格な経営移譲等の相手方として位置づけられていますので、所定の手続きを行うことにより、経営移譲年金等を引き続き受給することができます。

Q 土地改良区賦課金の滞納のある農地は農地中間管理機構で借り受けることができるか。

A 残念ながら賦課金滞納のある農地は借り受けできません。滞納を解消していただいてから手続きをお願いします。
なお、抵当権については、契約時に受け手から承諾を得られれば、貸借が可能です。



農地中間管理事業に関するお問い合わせは、
秋田県農業公社もしくは、お近くの市町村農政担当課、農業委員会、JAまで。

©2015 秋田県んだッチR070044

農地のこれからを考える。
AAPC 公益社団法人秋田県農業公社
〈 秋田県農地中間管理機構 〉
〒010-0951　秋田市山王4丁目1番2号
TEL.018-893-6223

お気軽にご相談ください
TEL 018-893-6223
秋田県農業公社 検索

【県北駐在所】TEL 0186-67-6210
〒018-3331　北秋田市鷹巣字西中岱120番地（秋田県土地改良事業団体連合会 北事務所内）

【県南駐在所】TEL 0187-73-7666
〒014-0034　大仙市大曲住吉町33番地4（秋田県土地改良事業団体連合会 南事務所内）

＼農地の貸し借りおまかせください！／

農地中間管理事業



©2015 秋田県んだッチR070044

AAPC

公益社団法人
秋田県農業公社
〈 秋田県農地中間管理機構 〉

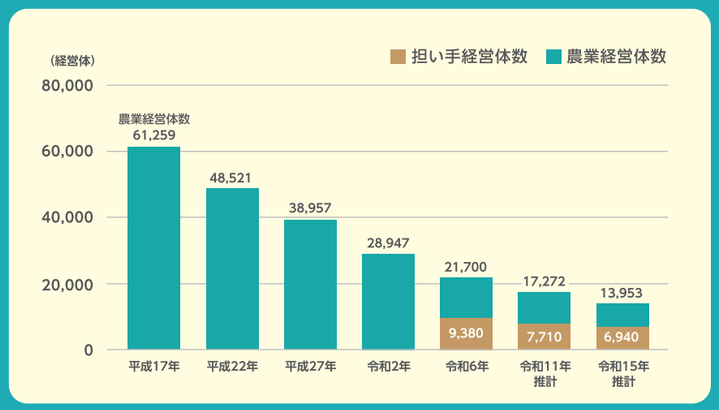
秋田県農業の現状

高齢化の進展や人口減少により、農業労働力は今後さらに減少

※出典：あきた農林水産ビジョン（令和8年3月）「第4編　農林水産業の展望～10年後の姿～」

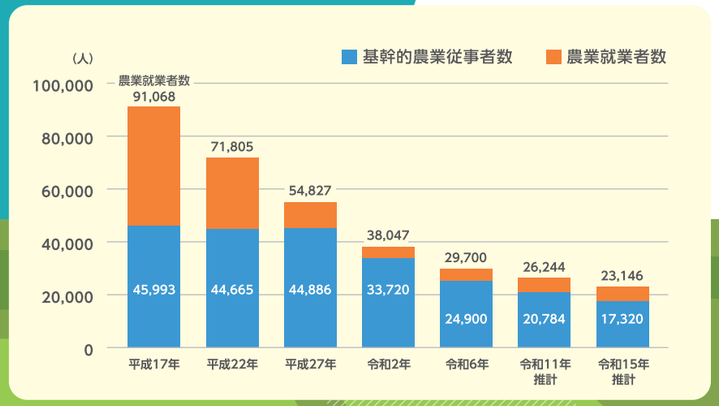
1 農業経営体数の減少

農業経営体数は平成17年から令和6年までの約20年間で約4万経営体減少し、令和6年から令和15年までは、更に約7千7百経営体減少し、約1万4千経営体になると予想されています。



2 農業就業者、基幹的農業従事者の推移

基幹的農業従事者は、平成17年から令和6年までの約20年間で約2万1千人減少、令和6年から令和15年までは、更に約7千人減少し、約1万7千人になると予想されています。



農地の集積・集約化のニーズはより一層高まる

秋田県の担い手が利用する農地面積の目標

項　目	令和6年	令和11年
耕地面積（秋田県）	145,600ha	144,500ha
うち担い手が利用する面積	104,300ha	115,600ha
担い手への集積率	72%	80%

資料：秋田県農地中間管理事業の推進に関する基本方針

農家数が減少し続ける中、農地中間管理事業の活用により、担い手への集積・集約化を進め、効率的な農地利用を進めることが重要です。

農地中間管理事業のしくみ

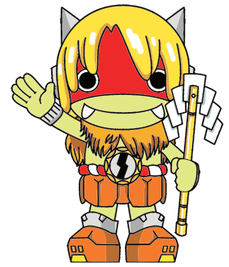
農地中間管理事業とは、農用地等を貸したい農家（出し手）から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手（受け手）への農用地の集積・集約化を進めるため、「農地中間管理機構（農地バンク）」が農用地の中間的受け皿となる事業です。



機構は県知事から指定を受けた公的な機関です。
責任を持って**あなたの農地を守ります。**

機構が借り受ける農用地等の基準

- **市街化区域以外の農用地等を借り受けます。**
- **農用地等の借受期間は、原則10年以上とします。**
 ※10年より短い期間をご希望の場合はご相談ください。
- **次のような農用地等については、借り受けできません。**
 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等。



©2015 秋田県んだッチR070044

**地域農業を維持するためには、
地区の「話し合い」による農地の集積・集約化が大切です。**

農地中間管理事業のしくみ

農地集積・集約化に関連したニーズ

農地を貸し出して、リタイア（離農）したい。
規模縮小するために、農地を貸し出したい。

貸 農地を貸したい人（出し手）は…

- 貸付を希望する出し手は、市町村や農業委員会等の担当窓口に相談してください。
- 賃料等の諸条件は、地域の賃料水準を参考にしながら、出し手・受け手と協議の上、決定します。
- 賃料は毎年12月に指定口座に振り込みます。（初年度に限り、手数料5千円を頂きます。）
- 農地の賃料（地代）収入が15万円を超える出し手の方には、マイナンバー制度に基づきマイナンバーの提供をお願いします。
- 契約期間満了後は、出し手の希望に応じて、契約の継続または農地の返却となります。

農地を貸したい場合の流れ

1. **農地を貸したいことを申し出る**
 所定の様式に必要事項を記載し、市町村や農業委員会等の担当窓口に提出してください。
2. **貸付ける期間や賃料等の諸条件について協議**
3. **協議が整えば機構と契約締結**
 機構が作成する土地情報や利用権の設定条件を定めた書類に、署名してください。
4. **所定の手続きを経て機構への貸付けが完了**
 （農地中間管理権の取得）
 県または市町村が農用地利用集積等促進計画を公告します。

出し手のメリット

- **公的機関**が農地を預かるので安心です。
- **機構が確実に**賃料をお支払いします。
- 契約期間満了後は、**確実に農地が戻ります。**（契約を継続することも可能です）
- 要件を満たせば**農地集約化支援事業による支援金の交付**が受けられます。
- 農地に関連した**税制面での優遇措置が適用**されます。
 （固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予の継続）

契約者の喜びの声

後継者がいなかったので、農地をどうしようか悩んでいましたが、機構に貸して肩の荷が軽くなりました。

田んぼは親戚に頼んでいましたが、『もうやれない』と言われ、突然だったけど、役場や機構が対応してくれたので安心して契約できました。





農地の規模拡大を図りたい。
分散した農地の集約化を図りたい。

借 農地を借りたい人（受け手）は…

- 借受を希望する受け手は、市町村や農業委員会等の担当窓口に相談してください。
- 機構の貸付先決定ルールに基づき、マッチングします。
- 賃料は毎年11月に指定口座から引き落とします。
 （初年度に限り、手数料5千円を頂きます。）



©2015 秋田県んだッチR070044

農地を借りたい場合の流れ

1. **農地を借りたいことを申し出る**
 所定の様式に必要事項を記載し、市町村や農業委員会等の担当窓口に提出してください。
2. **受け手の決定**
 機構の事業規程に基づき、耕作する受け手を決定します。
3. **借受ける期間や賃料等の諸条件について協議**
 借受ける期間は、原則10年以上です。賃料は、機構に一括して支払っていただき、機構から出し手に個別に支払います。
4. **協議が整えば機構と契約締結**
 機構が作成する土地情報や利用権の設定条件を定めた書類に、署名してください。
5. **所定の手続きを経て機構からの借受けが完了**
 （受け手に利用権が移動）
 県または市町村が農用地利用集積等促進計画を公告します。

受け手のメリット

- 農地を**長期に安定して借入**することが可能となります。
- **賃料は機構が一括して徴収**しますので、支払い事務が大幅に軽減されます。（便利な口座振替）
- 仮に耕作できなくなっても、**関係機関と連携して、新たな受け手を探します。**
- 要件を満たせば**農地集約化支援事業による支援金の交付**が受けられます。
- 国や県の**支援制度の申請時に有利**になります。

※これから新規に集積を図る場合はもちろん、相対契約からの乗換にもぜひご活用ください

契約者の喜びの声

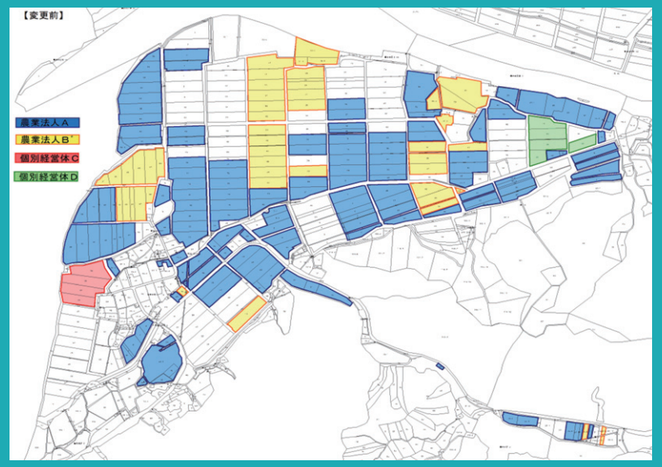
分散している農地をまとめたいと思っていたので、地域で機構を活用しました。作業は効率的になり、生産コストも下がったので大満足です。

法人になり、地主との個別の契約に苦労していましたが、機構を活用したおかげで、毎年の賃料支払い事務が楽になりました。

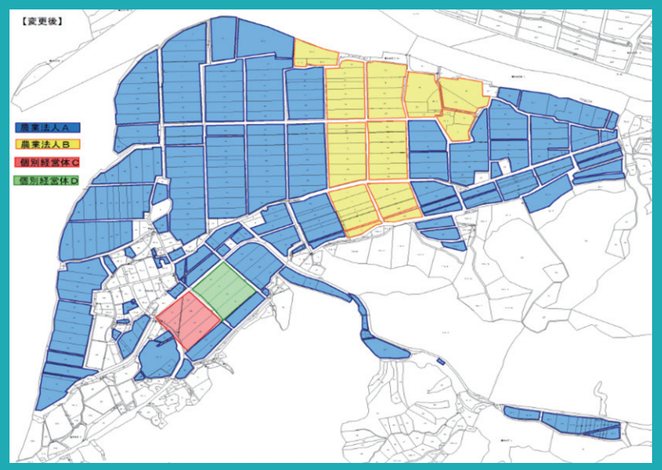




農地の集約化を果たした事例（北秋田市向黒沢地区）



集積・集約化



（単位：ha）

経営体	区分	H26	H28	摘要
農業法人A		26.0	46.2	集積・集約化
農業法人B		11.0	12.0	集約化
個別経営体C		1.2	1.4	集約化
個別経営体D		1.2	1.4	集約化
個別農家		21.6	0.0	法人Aへ集積
計		61.0	61.0	
集積面積		41.0	61.0	
プラン地域		67.0		
集積率		61%	91%	



©2015 秋田県んだッチR070044

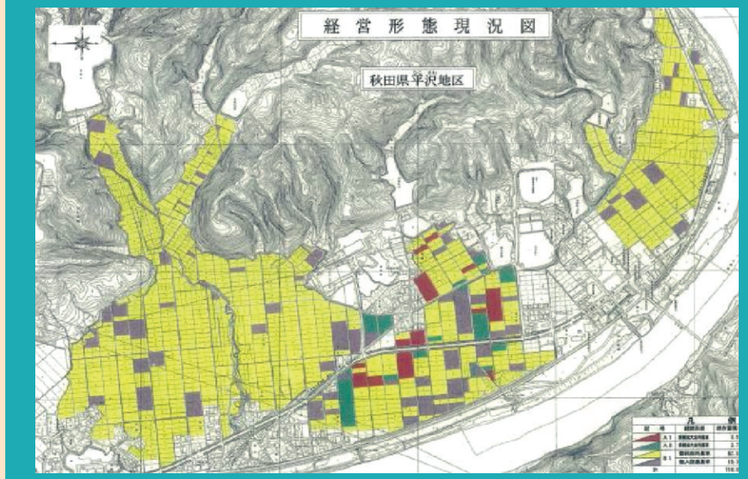
取組みのポイント

1 同地区は、ほ場整備の完了（平成2年度）から長期間が経過し、担い手への農地集積が分散・錯綜して進行している状況にあった。

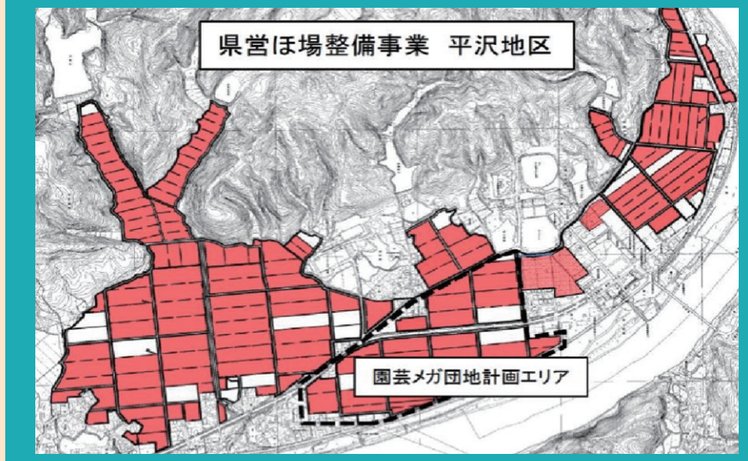
2 このため、土地改良区が中心となって、簡易な基盤整備を実施しつつ、「担い手と担い手」や「担い手と離農者」の間の調整を行い、農地の更なる集積と集約化を実現し、農作業の効率化が図られた。



あきた型ほ場整備の事例（秋田市平沢地区）



基盤整備・集積



関係農家99戸が
104haを個別経営

黄色　ほ場整備計画時、
法人へ集積希望の96戸

基盤整備

農地中間管理事業を
活用した集積

園芸メガ団地

ほ場整備計画の集積目標87%（H30）を上回る91%（法人設立H27）の集積。
園芸メガ団地でダリア、大豆等を生産

赤色　1農業法人（92.1ha）
1個人経営体（3.5ha）

取組みのポイント

1 同地区は、昭和初期に整備されたほ場（10a区画）で、水稲単作農業を行っていたが、高齢化・過疎化が進行し、不作付農地も増加していた。

2 平成24年ころから、大区画ほ場整備の機運が高まり、平成26年の採択を契機に法人を設立し、園芸メガ団地による複合経営を実践。

3 農地中間管理事業の活用により、農地集積が加速し、地区内の9割の農地が主要な担い手（1農業法人、1個人経営体）に集積された。

